



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示（森林管理課）…………… 1
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 1

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課）…………… 2
- 宅地建物取引業法による処分を行うための聴聞の実施（建築指導課）…………… 2

告 示

沖縄県告示第93号

造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

造林事業補助金交付規程（昭和54年沖縄県告示第383号）の一部を次のように改正する。

別表中「。ただし、緑化推進特別対策事業については、10分の10以内」を削り、「特定森林再生事業」を「特定機能回復事業」に、「淘汰」を「伐倒・搬出集積」に改める。

第1号様式別紙1の（注）4中「、下刈りについては普通下刈、施肥下刈の別を」を削り、同様式別紙3

中 「

下刈り（普通下刈）
下刈り（施肥下刈）

」 を 「

下 刈 り
付 帯 施 設 等 整 備

」 に改める。

附 則

この告示は、令和6年3月15日から施行し、改正後の造林事業補助金交付規程は、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

沖縄県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和6年3月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 石垣空港線
- 2 供用開始の区間 石垣市字宮良牧中1273番76から石垣市字宮良神田原1155番3まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月15日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 令和3年7月9日から令和7年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和6年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和6年3月28日 午前11時
- 2 場所 沖縄県土木建築部第2会議室（沖縄県庁舎11階） 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 被聴聞者の住所及び氏名 うるま市勝連平安名2701番地1 カフーシー株式会社 新里よしみ

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--